

## 序章 問題の所在

1978年の第一回国連軍縮特別総会で採択された最終文書（A/S-10/2）では、「宇宙空間における軍備競争を防止するため、宇宙条約の精神に従ってさらなる措置が取られるべきであり、適切な国際交渉が行われるべきである」（第80項）と指摘され、「宇宙空間における軍備競争の防止」（PAROS）を検討する必要性につき、注意が喚起された。冷戦期および冷戦後を通じて、軍備管理・軍縮・不拡散の分野におけるPAROSの優先順位は決して高かったわけではないが、その時々最優先課題と直接的・間接的に関連づけられ、ジュネーヴ軍縮会議（CD）（1984年以前は「軍縮委員会」（CD））を中心に議論が続けられた。

その間、宇宙開発・利用は、民生目的、安全保障目的ともに大きく発展し、いまや宇宙利用は、あらゆる分野で不可欠のものとなっている。宇宙開発・利用をリードしてきた米国は、宇宙の安全保障利用を推進してきた。冷戦後の軍事態勢、情報RMA（軍事における革命）や米軍変革（transformation）も、宇宙資産（space assets）に大きく依存している。他方で、世界の衛星約800基の半数程度を保持する米国の軍事力は、必然的に、そうした宇宙資産に対する攻撃に対して脆弱である。そのため、米国に対抗しようとする国にとって、他国を圧倒する米国の軍事力を支える宇宙資産への攻撃・妨害は効果的な手段となり得るものであり、実際にそうした能力の獲得に向けた研究・開発を継続している国もあるとされる。

上記のように、宇宙資産が地上の軍事活動に決定的重要性を帯びるようになると、宇宙資産をめぐる宇宙の軍備管理問題が従前以上に注目を集めていく可能性がある。それは宇宙空間の平和利用を促進するという観点からは意義のある試みといえるが、PAROSに関する提案の中には、実際には他の目的の達成——他国の宇宙利用を制限して、自国の軍事作戦の遂行を容易にすること等——を狙っているのではないかと考えられるものも散見される。また、宇宙空間の軍備管理を検討する際、宇宙技術が、他の先端科学技術に比して汎用性が高く、軍事利用と非軍事利用を区分する基準の確定が非常に困難であるということが、本質的な障壁として立ちまわっている。例えば、対衛星（ASAT）兵器の禁止を考える場合、要素技術に着目すると、民生利用として有益な技術に衛星破壊のための機能を有するものもあり、禁止の基準を定めること、すなわち、ASAT兵器の定義づけを行うことは非常に困難である。

宇宙先進国として宇宙の平和利用を支持する日本は、宇宙の安全な利用のためにも、宇宙の軍備管理についての動向を常に注視してきた。近年は、「安全・安心」のための宇宙利用のみならず、宇宙基本法案（平成19年6月20日、衆院上程。第166国会 議案50）においても言及されるように、安全保障目的での利用の可能性も考察されるようになっている。また、日本が配

備を開始し、同時に日米共同開発も進められている海上配備型中間段階ミサイル防衛（SMD、イージスBMD）は、大気圏外での弾道ミサイルの迎撃が想定されている。またミサイル防衛の推進は、特に指揮・統制、監視、早期警戒、追尾、通信などで宇宙資産への一層の依存をほとんど不可避のものとするであろう。

PAROSは、国際社会において許容された宇宙利用の安定化を促進するという意味では日本にとっても有益なものとなるが、逆に日本の現在および今後の活動に何らかの制約を課すものとなる可能性も排除できない。宇宙空間における軍備管理をめぐる議論は、日本の宇宙利用および安全保障に大きな影響を与えていくことが考えられる。

本報告書では、上述のような問題意識に基づき、第1章で、安全保障目的での宇宙利用の現状、特に主要国の宇宙政策に焦点を当てて概観し、第2章で、宇宙の軍事利用に対する現行宇宙法制度を確認する。第3章では、CDにおける各国のPAROSについての議論を三期に分けて論じる。第4章では、今後の宇宙の軍備管理における課題として、とりわけソフトローの構築に向けた諸提案、ならびにその役割と課題を検討する。最後に、こうした問題への対応にあたって、日本の留意すべきポイントを考察する。